関連資料1-1-7

事務連絡

各教育 · 保育施設長様

川崎市医師会園医部会長

保育園医部会からのお知らせ

園医部会幹事会にて、次の事項について確認をしましたのでお知らせします。

1 プール前健診について

4月~6月の間の健診については、「プール前健診」とみなします。また、その間に健診を1回も受けられなかったお子さんについても、日頃の保育を通じ、特にプールへ入ることに問題がないと判断される場合は、プールは原則可とします。プールのためだけに、園医のクリニックに行って健診を受けさせることや、お子さんが休みの時に園での健診のみを受けさせることは不要です。

なお、プールに入ることに不安があるお子さんがいる場合は、園医に御相談ください。

2 園医の出動回数について

健診は、 $0 \cdot 1$ 歳児が 2 か月に 1 回、2 歳~ 5 歳児が 4 か月に 1 回となっておりますが、健診を実施しない月も園医は園を訪問し、児童の健康管理に係る助言・指導を行うほか、園からの相談を受けることになっています(つまり園医は毎月 1 回、園を訪問することとなります)。

園医部会において、各園医に改めて周知いたしますが、各園におかれましても、再度、園医との確認 をお願いいたします。

(例)	4月	健診	0・1歳児	
	5月	相談のみ		
	6月	健診	0・1歳児	$2\sim5$ 歲児
	7月	相談のみ		
	8月	健診	0・1歳児	
	9月	相談のみ		
	10月	健診	0・1歳児	$2\sim5$ 歲児
	11月	相談のみ		
	12月	健診	0・1歳	
	1月	相談のみ		
	2月	健診	0・1歳児	$2\sim5$ 歲児
	3月	相談のみ		

*このように、園医先生は毎月来園することになります。